

付属資料

三島市立地適正化計画策定等検討委員会設置要綱.....	資料-1
三島市立地適正化計画策定等検討委員会委員名簿.....	資料-3

三島市立地適正化計画策定等検討委員会設置要綱

平成 29 年 1 月 31 日制定

(設置)

第 1 条 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条に規定する立地適正化計画の策定等に関し、知識経験を有する者等の意見を取り入れて検討するため、三島市立地適正化計画策定等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、立地適正化計画の作成、評価及び変更に関する事項について意見を交換し、提言を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は第 4 項第 1 号に規定する者をもって充てる。

3 副委員長は、委員（次項の規定により依頼し、又は指名する場合にあっては、同項第 4 号に掲げる者を除く。）のうちから委員長が指名する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は指名する。

(1) 学識経験者

(2) 専門的知識を有する者

(3) 市民の代表

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員の再任は、妨げない。

(職務)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、その委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 27 日から施行する。

三島市立地適正化計画策定等検討委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

所属	氏名	備考
横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授	高見沢 実	委員長 2016（平成 28）年度 2017（平成 29）年度 2018（平成 30）年度
日本大学国際関係学部総合政策学科 教授 (2016（平成 28）年度は、日本大学短期大学部ビジネス教養学科教授)	宮川 幸司	2016（平成 28）年度 2017（平成 29）年度 2018（平成 30）年度
三島市医師会 会長	池田 裕介	2018（平成 30）年度
三島市社会福祉協議会 会長	足立 馨	2016（平成 28）年度
三島市社会福祉協議会 会長	中村 正蔵	2017（平成 29）年度 2018（平成 30）年度
三島市民間保育園長会 会長	杉村 伸二郎	2018（平成 30）年度
三島商工会議所 会頭	稲田 精治	2018（平成 30）年度
三島商工会議所 専務理事	坪内 祐一	2016（平成 28）年度 2017（平成 29）年度
(公社) 静岡県宅地建物取引業協会東部支部三島地区 地区代表	田中 健一	2018（平成 30）年度
伊豆箱根バス(株) 三島営業所 所長	杉山 保徳	2016（平成 28）年度 2017（平成 29）年度 2018（平成 30）年度
三島市自治会連合会 会長	山下 聖秋	2016（平成 28）年度 2017（平成 29）年度 2018（平成 30）年度
沼津土木事務所都市計画課 課長	望月 敏弘	2016（平成 28）年度 2017（平成 29）年度
沼津土木事務所都市計画課 課長	佐藤 雅史	2018（平成 30）年度

